

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23520802

研究課題名(和文)兵農分離制下における身分的中間層に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Fundamental Study on Families of Rounin (Samurai without a master to serve), Goushi, and Jizamurai (Dominant local samurai), Marginal Social Status, in Early Modern Japan

研究代表者

吉田 ゆり子 (YOSHIDA, YURIKO)

東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号：50196888

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：近世は、「兵」(武士)と「農」(百姓)が身分だけでなく、居住区域も都市と農村と分離される社会であるが、実際には農村部に身分的中間層である「牢人・郷士・地侍」が居住する。かれらは、独自の身分意識をもって「家」の系図、家譜、家伝記を書き残している。その意識を、信濃国伊那郡の諸家と山城国葛野郡川嶋村革嶋家を対象に調査・分析し、「家」の歴史を叙述する行為が、「家」意識の表出や村の「百姓」との差別化だけでは解明され得ないこと、むしろ18世紀半ばに自覚された自らの「身分」への疑問、すなわち兵農分離体制に対する疑問の表明であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In the early modern Japan, there was not only a separation of social roles such as samurai or farmer, but also the division of residential area, the former in castle town while the latter in village. However, "ronin" (samurai without a master to serve), "goushi" and "ji-zamurai", who belonged in the marginal social status, were living actually in the rural area. And they left documents of family pedigree or biography which reveal the self-knowledge about their unique social status. Now, the subject of this research is several families in Ina Country, Shinano Province (Nagano Prefecture) and the Kawashima family in Kadono Country of Yamashiro Province (Kyoto Prefecture). This research reveals that; only the presentations of their self-knowledge and a distinction between samurai and farmers are not enough to elucidate an act of description about their family history. This indicates rather their doubts about their marginal "status", in other words, the "heinoubunri" system.

研究分野：日本近世史

キーワード：身分的中間層 侍 郷士 浪人・牢人 兵農分離 家 由緒 地侍

1. 研究開始当初の背景

(1) 「牢人・郷土・地侍」研究

藤木久志(『豊臣平和令と戦国社会』1985年)が刀狩りの歴史的評価との関わりで近世の帯刀改めに着目したのを期に進んだ「帯刀人」研究の中で、これまで申請者が行ってきた一連の「牢人・郷土・地侍」研究(「村に住む『武士』」1996年・「武士への憧れ - 『系図』と『家伝記』 - 」2006年、同「兵と農の分離」2007年・『兵と農の分離』2008年)をふまえている。

(2) 兵農分離と身分意識

申請者が、在地社会に即して行ってきた16世紀末から17世紀を通じて進行した兵農分離過程の研究(吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』2000年、同「兵農分離と身分」2004年)の中で、信濃国伊那郡坂部村熊谷家が18世紀半ばに編纂した『熊谷家伝記』に、「農」となることを選択した家の18世紀における歴史認識が表出されていることを指摘した(同「兵農分離と身分」2004年、「『家』の記録」2007年、同『兵と農の分離』2008年)。すなわち、『熊谷家伝記』を18世紀後期に集大成した熊谷直選は、江戸に出て武家に奉公するために、名主役を放棄して村を出奔したが、失意の内に帰村する。武士の家系であるとの伝承を持つ家に生まれ、武士に憧れ、武家に奉公したものの、すでに「格式」と「付合」の世界と化していた武家社会に失望し、故郷に帰り家の歴史を叙述することに没頭してゆく直選の行動は、現前の兵農分離体制への抵抗と失望とも読み取ることができる。

(3) 「家」の歴史叙述と身分意識

申請者がこれまで検討してきた山城国革嶋家における「系図」や「家伝記」作成行為も、水戸藩『大日本史』編纂事業と牢人改めを契機とするにしても、「系図」と「家伝記」を代々守り受け継ぎ、たとえ分家たりとも書写を許さない革嶋家の姿勢は川島村百姓との差異化をはかり、自家の歴史的「権威」を保持する意識だけでは説明しきれないのである。ここで示唆的なのが、近世初期から何度か試みられた革嶋家の大名家への仕官運動である。結局、革嶋家は、近世を通じて武士化して村を離れることはなかったが、常にその志向は保持し続けた。とくに、24主幸渡の娘婿であり大坂の懐徳堂を開いた中井竹山の智恵で、旧縁を頼って肥後熊本藩細川家から合力米を受けたように、常に武家との関係で家の永続を図ったのである。ただ革嶋家の場合も、仕官先が武家に限られていなかったことに注意する必要がある。18世紀前期、革嶋家は公家鷹司家に奉公した。このように武家ばかりでなく公家に奉公した点は、すでに甲斐国の「浪人」身分の研究の中で、依田家が公家の園大納言家の家来となったことにもみられることである(山本英二「甲斐国『浪人』の意識と行動」1990年)。すなわち、武士化志向とは武家への奉公に限らず、広く主家に「侍うこと」すなわち「主取」(「侍」)

志向にあったということができるとの見通しを持つに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近世における身分的中間層である在村の「牢人・郷土・地侍」に注目し、その独自の身分意識を解明することにある。その階層が残した「家」の系図、家譜、家伝記に注目し、「家」の歴史が意識化され、それらが叙述される経緯を具体的に検証する。そして、「家」の歴史叙述という行為は、「家」意識や村の「百姓」との差別化という一般的説明に解消されるのではなく、在村の「牢人・郷土・地侍」という「身分」への疑問、すなわち兵農分離という体制自身に対する疑問の表明であることを明らかにし、苗字・帯刀を希求し、武家のみならず公家に仕えること＝「侍」の道を求める心性を解明する。

その結果、牢人・郷土・地侍層にみられる「侍」志向の意識を明らかにし、それが結果的に村からの離脱、すなわち近世における「兵農分離」の希求にあったことを指摘することで、人的結合(主従関係の原理)を核とする「侍」の原理と、地縁的な結合(共同体)＝地域の原理との相剋を浮き彫りにし、近世における「士」「農」身分を再考察する素材を提供できると考える。

3. 研究の方法

本研究では、京都府立総合資料館所蔵史料、信濃国下伊那地域の個人所蔵史料、愛知県設楽郡の個人所蔵史料、国文学研究資料館史料館所蔵史料を調査・収集し、分析するという方法をとる。

具体的には、A)京都市奉行所から「牢人」身分とされた**山城国革嶋家**、B)名主を勤めたものの出奔し武家奉公をしたあと帰村し『熊谷家伝記』を叙述した**熊谷直選家**と直選の書簡や直選直筆の家伝記や系図などを伝える縁者の家々、C)信濃国下伊那地域では別格であり、「牢人改め」を受け17世紀後期には武士との縁戚関係を確認できる**浪合村千葉家**、D)甲斐国で「浪人」身分を得た**依田家**と**井尻家**について以下の5つの観点から、年度ごとに研究を進めてゆくことにした。

)16世紀末から17世紀に至る各家の兵農分離過程、そして近世における社会的位置を、一次史料を用いながら具体的・実証的に明らかにする。その際、戦国期の主家との関係、家来との関係、そして在地との関わりに留意しながら検討する。

)「牢人・郷土・地侍」身分の獲得と、代替わりごとの継承を、史料的に検証する。

)武家への仕官運動、および公家家臣としての補任状獲得運動とその論理を明らかにする。

)系図・家伝記が作成された契機など外的要因に加えて、当主の日記や書簡を検討することにより、作成者の内的な要因を考察す

る。

系図・家伝記作成のために参照した周辺地域の系図・家伝記や、縁戚関係のある家々に残された系図・家伝記などの記録類を調査・収集・分析する。

以上) ~) を踏まえ、総合的に系図・家伝記を読み解き、「牢人・郷土・地侍」層の兵農分離に対する認識を考察し、a) 主家を失い、村に住み「百姓」として近世領主の支配を受けることを受け入れることができなかつたこと、b) たとえ一旦は、近世領主の支配を受入れ、「牢人」身分となつても、また「郷土・地侍」として名主(庄屋)を勤める道を選択したとしても、外的・内的要因により常に身分に対する疑問が噴出したこと、c) 最終的には、「主家」を持つこと＝「侍」となるといふ共通の志向性を持つことになつた点を明らかにするという方法をとることにした。

但し、研究を進めるにあたっては、適宜上記以外の家や版行の系図、年代期、家伝記などを参照し、歴史叙述のため参照された情報源の考察に役立てるが、史料的制約や時間的・経費的問題から、上記の5つの観点をすべて行なうことができない場合も存在することを想定している。逆に、研究を遂行している中で、新たに本研究課題を解明する素材となりうる史料群を見いだした場合は、研究素材としてそれらを加えることにした。

4. 研究成果

対象とする史料群は、予定していた中で、信濃国伊那郡(現、長野県下伊那郡および飯田市)の諸家と山城国葛野郡川嶋村革嶋家にほぼ限定して研究を行なつた。

(1) 信濃国伊那郡諸家の兵農分離をもたらした政治過程に関する考察

信濃国伊那郡に所在する諸家の動向を考える前提として、中央政権奪取をめざす武田・織田・豊臣・徳川氏が南信濃の在地領主(国人クラス)や土豪層を勢力下におさめてゆく過程を再検討し、『飯田・上飯田の歴史』上巻に所収した。

武田侵攻年次を誤認していた近世下伊那の知識人

武田晴信の伊那侵攻は、それまでの在地領主ごとの支配を一掃し、新たな支配体制がしかれる大きな出来事であった。

武田軍が侵攻した時、下伊那の諸士は飯田の飯富三郎兵衛のもとに集められ、武田家に忠節を誓う起請文を提出したといわれる。『甲陽軍艦』には、松尾城主の小笠原信貴(一〇〇騎)、吉岡城主の下条信氏(一五〇騎)、飯田城主の坂西長忠(六〇騎)、知久平城主の知久頼(一五騎)、座光寺貞房(三〇騎)、松岡城主の松岡頼貞(五〇騎)、大嶋城主の大嶋氏(一〇騎)と、武田家への軍役奉仕(騎馬数)が記されている。そして、これらの在地領主が支配していた土地と人民も、武田氏

の支配下におかれたのである。

元亀二年三月十七日、武田信玄は大島台城普請のために、下伊那の郷村から人足を徴発する朱印状を秋山信友に発給している(『信濃史料』第13巻)。大嶋城は、この後、飯田城とならぶ武田氏の番城として、武田信玄の弟道達軒信廉が配置される要衝である。それを見ると、知久氏の旧領(南山・今田・南原・河野・田村・林・小河・阿嶋・富田・虎岩・伊久間)、松岡氏領分(市田・牛牧・吉田)、小笠原氏領分(飯沼・毛賀・松尾)、下条氏領分(山本・下条)の郷村と、知久氏の旧臣とみられる知久衆と今田衆に人足が賦課されていることがわかる。この時の惣奉行は、川東の河野郷の河野通尚で、大工は窪田長右衛門が勤めたといわれている。

このように大きな社会変動をもたらした武田侵攻であるが、下伊那では、江戸時代から、武田晴信が下伊那に攻め入った年代を天文二十三年ではなく弘治二年と誤って伝えていた。「熊谷家伝記」や、下伊那郡千木村(現、阿南町)の佐々木喜庵が一八世紀初頭に脱稿し史実も比較的正確で信憑性も高いといわれる「下条由来物語」(『新編伊那史料叢書』第四巻、歴史図書社、一九七五年)でさえ、下条氏をはじめとする下伊那の諸家が武田春信に臣従した時期を、弘治二年六月のこととしている。さらに、幕府が編纂した『寛政重修諸家譜』に所収された知久家の家譜にさえ、「弘治二年武田信玄と合戦し、防戦の術尽て、知久神峯の城没落せしにより、今川義元がもとに寓居し、のち織田右府に属す」とあり、弘治二年の出来事として記している。

こうした誤認が起きた原因は、武田氏の動静を最も詳しく書いた『甲陽軍艦』の誤りを受けたものとみられることが判明した。佐々木喜庵は、「甲陽軍艦杯被見タル方々、下条家八雖為信玄方サノミ軍艦二モ不見」と、下条氏が『甲陽軍艦』に描かれていないことに不満をもっていたように、『甲陽軍艦』を参照していたことは確かである。この『甲陽軍艦』とは、著者は高坂(春日)虎綱の言を、能役者大蔵彦十郎が口述筆記し、高坂甥の春日惣次郎が書き継いだものといわれるが、武田家の公文書をもとに後年の口述や覚書類を加えられており、年代など誤りはあるものの、史料的価値の高さは否定できないともいわれている。いずれにしても、『甲陽軍艦』の誤りを受け継いでいたものと考えられるのである。

織田・豊臣・徳川の動静と下伊那の在地領主・土豪層

信濃国では、木曾義昌が武田勝頼を裏切り織田信長に通じたため、勝頼は天正十年二月二日に諏訪上原に進軍した。これを受けて信長は、二月三日、信濃国攻めのため、駿河口からは徳川家康、関東口からは北条氏政、飛騨口から金森五郎八を大将として進攻し、伊奈口は信長と信忠との二手で攻め入ること

を指示した。そこで信忠は、滝川左近一益、河尻与兵衛秀隆、毛利河内守秀頼らとともに出陣し、岩村に着陣する。このとき、下条伊豆守信氏は滝沢城を守っており、本城の吉岡城は家老の下条九兵衛が留守居をしていた。ところが、九兵衛は逆臣を企て、滝沢城から吉岡城にもどろうとした下条信氏の入城を拒み、河尻秀隆を岩村から伊奈に引き入れた。二月十四日、松尾城主小笠原信嶺も織田方に忠節を誓い、森勝蔵と団平八郎を先陣とする信忠軍が清内路から飯田に向けて進入するのである。

織田信忠軍の勢いに屈した坂西氏は、二月十五日に飯田城を開き、西山に立ち退いた。ところが、松尾の小笠原信嶺が、市瀬山に先回りして坂西氏を迎え撃ったため、前後を挟まれ力及ばず、坂西氏は市瀬山中で自害して果てた。ここに、坂西家は滅亡することになった。

本能寺の変により、武田旧領をめぐる徳川氏と北条氏の争奪戦が始まると同時に、武田信玄と織田信長により本貫地を奪われた伊那地域の諸士らは、旧領奪回の機会をえることになった。とくに、天文二三年、武田晴信により神峯を陥落された知久氏と、天正十年二月、家老下条九兵衛の逆心にあい吉岡城を追われた下条氏は、いずれも徳川家康の庇護下で旧領にもどる機会をえた。

ところが、徳川家康の直臣である菅沼定利は、天正十二年頃、浜松で不慮の死を遂げた知久頼氏の子則直が幼少であることに乗じて知久氏の旧領を奪い、知久氏の旧城である知久平城を整備して居城とした。さらに、天正十二年に殺害された下条頼安の子で幼少の牛千代も、天正十四年から十五年にかけて伊那から美濃に追い落とし、菅沼定利が知久平城から飯田城に移り、下伊那は菅沼定利により支配されることになるのである。

(2) 「牢人・郷士・地侍」の身分意識

信濃国伊那郡の在地領主(国人クラス)の家々には、家康に出仕した知久氏、小笠原氏は、「伊奈衆」とよばれる交代寄合として、徳川家に仕える旗本となってゆくものが知られている。

畿内・近国においても、南山城の椿井氏のように旗本に取り立てられる場合もあったが、必ず徳川家や大名家に仕官がかなうわけではない。山城国相楽郡狛荘を本拠地とした狛氏は、17世紀後期になってはじめて仕官して在在を遊離していく。他方、山城国葛野郡川嶋荘を本拠地とした革嶋氏は、仕官がかなわないまま、近世を通じて在在に居住する。

革嶋氏の16世紀後期から17世紀前期の動きをまとめると次のようになる。

革嶋家は、佐竹昌義の6男義季を元祖とし、常陸国に在在していたが、源頼朝の勤気を被り京都へ立ち退いて近衛基通の縁故で革嶋の屋敷地を拝領したという。その後二代目義安が革嶋南荘の下司職をえ、足利尊氏からは

地頭職を受けたという。したがって、12世紀以来連綿と革嶋の地に在在してきたとする。

当時は、この屋敷地は居城であり、本丸・二の丸とよび、内外に二重の堀をめぐるしていた。織田信長から本領安堵され、革嶋南北荘を一円拝領したが、秀吉の代になって浪人したという。本能寺の変当時、革嶋家当主の市助は受領しないまま病死したため、秀吉に家督相続を願ったが、市助の縁類が明智光秀の長浜に多いとの理由で許されず、領地没収、居城も破却された。

その後、秀吉の北条攻めや朝鮮兩陣にも市助弟刑部之丞が「無給之身」で嫡男を連れて参陣したがうまくいかないまま嫡男も朝鮮で病死しし本領安堵は叶わなかった。

そこで、市助弟刑部之丞が浪人の身で、名跡を相続し城跡の屋敷に居住した。市助弟・刑部兄の子供二人は、その後徳川家の御家人として軽輩ながら奉公することになった(革嶋家文書48)。

在在に居住し続けた革嶋氏の身分的位置づけはすでに先稿で明らかにしたように「牢人」であった。しかし、なぜ在地社会に居住し続ける中で村の庄屋にも就任せずに「牢人」であり続けることを志向したのかという点については、「武士への憧れ」、すなわち武士化志向があったからと推察していた。

本研究遂行の過程で収集した史料に、この点を裏付ける興味深い文言を発見した。それは、明和三年二月付の願書で、浪人辻本清左衛門を革嶋家に同居させる願書である。その中で、「仕官之望御座候二付、帯刀之義御赦免被成下、所江被仰付被下候ハ、難有可奉存候」という一文である。すなわち、帯刀を免許された状態で村に居住する(=「牢人」)のは、今後も「仕官」を望んでいるからであるということが明言されている。武士化=主取り志向を有しているからこそ、帯刀を捨てずに「牢人」身分で有り続けることが必要であったのである。

百姓身分との関係について、天明二年、天正十年に細川忠興実父藤孝を救った革嶋秀存の由緒を掲げ、経済的困窮のために断絶の危機に陥っている革嶋家の救済を願った嘆願書に、革嶋家の当主自らが下記のように述べている(革嶋家文書48)。

すなわち「身分を引下ケ帯刀をも相止め、自身鋤鋤をも持候ハ、此上之凌きも出来可申坎に候へとも、是迄仕り付不申し候事、病身非力之私にも罷在候へハ、中々耕作之働ハ出来不申候、其上 村方にて八元地頭迹とて百姓共も今以私家を格別二仕り、庄屋年寄共も家頼同前二仕り居候事故、今更左様之義相成兼候」とある。ここから、まず帯刀をやめることは「身分を引き下げる」ことであると認識されていることがわかる。また百姓から革嶋家は「元地頭」の後裔、つまり家筋であるため、「格別」であると認識し、庄屋・年寄も「家頼」(家来)という関係として社会的に位置づけられていることがわかる。

この史料で述べられているのは革嶋家の認識ではあるとはいえ、少なくとも 18 世紀半ばにおいても地域社会では革嶋家を「地頭」、百姓らは家来、という関係のもとで秩序づけられていたことが判明するのである。

庄屋他、百姓身分との付き合い

明和三年「革嶋家年中家事之覚」(革嶋家文書 46)によると、革嶋家が日常生活上で百姓との差別化をはかる具体相を知ることができる。

・庄屋はじめ百姓が革嶋家を来訪する際、台所か上り口迄しか入れず、革嶋氏は広敷より対応する。

・庄屋はじめ百姓へは「殿付け」にしない。このように、日常的・生活の上でも、百姓との差別化がはかれていたのである。

(3)身分秩序を体現する「地代官」としての職分

「牢人・郷土・地侍」は、多くの場合は村の名主・庄屋を勤めていたが、狛氏や革嶋氏は、庄屋も勤めなかった。ただし、革嶋家の場合、鷹司領の地代官を勤めるようになった。これは、庄屋・年寄の上にたち、在地に居ながら「代官」としての職責を果たす役職である。苗字・帯刀を許され、身分的には百姓との上位にたつものであった。地代官の仕事は、例年十二月上旬に行なう年貢割符(免割)についてみると、次のとおりである。

・前日朝食後から庄屋方に行き、小入用帳面の下書きと勘定目録の下書きをしてやり、酒食をだして夜に帰宅する。

・当日は、庄屋方から呼びにくるまで待って出かけ、「上座」で料理を出し、高持百姓が順次着座して食事をする。他方で、万願寺に朝から清書をさせ、惣百姓が食事を終えた後に二通の清書と下書きとを読み合わせをする。惣百姓はそのあと、銘々印形をおす。但し、革嶋家のみその日は印形をおさず、翌日庄屋が革嶋家に持参し、そこで革嶋氏当主が印形をおし、清書一通と下書きを革嶋家が受け取る。

このように、川嶋村を治める領主は鷹司家であるものの、在地においては、革嶋家が「地頭」として百姓と対峙し、年貢を賦課する行為が儀式化されて実施されていたことが明らかになるのである。

(4)武士化志向を有しない土豪層の家々

これまで検討してきたように、国人クラスの家では、徳川政権下で機会を得て仕官し旗本・御家人、大名の家臣となることが志向され続けたといえる。これに対して、土豪クラスの家々では、相対的に土地との結びつきが強い。とくに、下伊那地域の場合は、近世に入ると交代寄合「伊奈衆」や小藩である飯田藩に仕える武士を輩出することにはなるが、本家である土豪層の家は、在地に根付いて離れることはなかった。

本研究過程で分析対象に加えた伊那郡部

奈村の部奈家、同郡下瀬村の上松家も、開発領主として古くからの地主ではあるが、こうした土豪層の家と位置づけられよう。

(5)系図・家伝記の創作と相互参照

南山城の椿井氏や南信濃の熊谷直選のように、地域の旧家の系図や家伝記を相互に参照して創作ないし記述してゆく動きは、18世紀半ばから19世紀にみられる。そうした事態を忌避する意味で革嶋家は厳格に系図と家伝記・家譜の転写を禁じたのである。

こうした椿井氏のような創作活動の結果生み出された文書を、単に偽文書として切り捨てるのではなく、この動向がどのような社会的な背景から起きてくるのかを考える必要がある。熊谷直選が地域の史料を参照し、家の歴史を背負って自ら武士を志向する心性は、地域社会における旧家の経済的没落、百姓身分との競合、という事態から起きたと想定することもできる。今回の研究過程では、決定的な裏付けを示す史料は発見できなかったが、新野八幡城を本拠に下伊那を支配した関氏の後裔である関盛胤が元文五年に書き上げた『伊那温知集』の序文にしるした想いは、地域の歴史叙述に対する旧領主の思いとして参考になる。

すなわち「予思ふに、生るゝ所の土地しらずんば有べからず」と故郷の歴史を伝聞すると、「年代の違ひも弁えず、其家のことのみ高いひ聞すればよしとのみおもひ、他の人を譏りなと聞に儘ならず」と、年代も正確でなく、また自分の家のことをばかり自慢し、他の家のことは悪くいうなど、客観的ではないという。地域の歴史を、史料に基づき記述してゆく中で、近世以前の兵農分離以前の姿が検証され、同時代の「武士」の世界との隔絶を認識する中で、「武士への憧れ」が強く再燃してくるといえるのではないだろうか。

18世紀半ば頃、家や地域の歴史叙述の動きが生まれる意識は、単に「家」意識や地域の百姓身分の台頭だけでは説明できない、兵農分離体制下の身分意識が深く関わっていると考えられるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

1. 吉田ゆり子、「簾」、『思想』、無、2014、64-81
2. 吉田ゆり子、「近世野田町の成立と岡部氏」、『野田市史研究』、無、22、2012、31-62
3. 吉田ゆり子、「人形芝居 - 芸能の担い手と地域社会 -」、『都市史研究 - 伝統としを比較する -』、無、別冊、2011、108-120
4. Yuriko YOSHIDA、Artistes ou marginaux? Les sasara de Shinano、Annales、有、66-4、2011、1029-1052

〔学会発表〕(計 7 件)

- 1.吉田ゆり子、伊那谷の村と人形浄瑠璃、飯田市歴史研究所、2015年2月21日、飯田市小劇場
- 2.吉田ゆり子、日中韓女性史国際シンポジウム セッション2コメント、総合女性史研究会総会、2014年3月22日、立教大学
- 3.吉田ゆり子、平沢史学から学ぶ下伊那地域研究、飯田市歴史研究所、2013年9月28日、飯田市りんご庁舎
- 4.吉田ゆり子、城と木、信濃史学会、2013年5月18日、あがたの森文化会館
- 5.吉田ゆり子、浦賀の「洗濯屋」と遊所、浦賀歴史研究所、2012年2月21日、ミュージアムパーク推進センター
- 6.吉田ゆり子、信州下伊那の寺社と芸能者、史学会、2011年11月6日、東京大学
- 7.吉田ゆり子、湊町浦賀と人びとのくらし、横須賀開国史研究会、2011年5月28日、横須賀芸術劇場小劇場

〔図書〕(計 6 件)

- 1.吉田ゆり子共著、『シリーズ遊廓社会』2、吉川弘文館、2014、321(29-68)
- 2.吉田ゆり子他編著、『画像史料論』、東京外国語大学出版会、2014、325(258-296)
- 3.吉田ゆり子共著、『身分的周縁と地域社会』、山川出版社、2013、300(149-198)
- 4.吉田ゆり子共著、『飯田・上飯田の歴史(上)』、飯田市歴史研究所、2012、355(64-68、76-99、108-113)
- 5.宮下金善・澄子(解説吉田ゆり子)、書き残された和合史、南信州新聞社出版局、2012、139(133-139)
- 6.飯田市歴史研究所(解説吉田ゆり子)、部奈一朗氏所蔵文書、飯田市、2011、390(4-13)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織
(1)研究代表者
吉田 ゆり子 (YOSHIDA Yuriko) 東京外国語大学・大学院総合国際学研究院・教授

研究者番号：50196888

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：